大田区住宅リフォーム助成事業　Ｑ＆Ａ　　　　　　2024.7.26

１　申請者に関して

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 同一建物で所有者が複数人いますが、それぞれの所有者について、別々に申請できますか。 | 住民票の世帯単位での申請となります。住民票上同じ世帯の場合は、その世帯としてのみ申請(※)できます。住民票上別世帯であれば、それぞれの所有者ごとに申請(※)できます。※ 申請は、Ａ工事・Ｂ工事でそれぞれ１回ずつできます。 |
| 過去に大田区のリフォーム助成を受けたことがありますが、助成は受けられますか。 | Ａ工事・Ｂ工事それぞれの区分において、１回に限り助成を受けることができます。例えば、過去にＡ工事のみの助成を受けられた方は再度Ａ工事の申請はできませんが、Ｂ工事の申請はできます。 |

２　申請者に関して（子育て世帯）

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 「助成申請（本申請）までに工事対象住宅に住所を定めることができる子育て世帯」の「子育て世帯」とは、どのような世帯のことですか。また、必要な書類はありますか。 | 中学生（満15歳に達する日以後の最初の３月31日までの者）以下の者と同居し、その子を扶養している世帯員がいる世帯のことです。助成申請（本申請）までに工事対象住宅に、居住している（住民票で確認させていただきます）ことが必要です。また、助成申請（本申請）時には、建物の登記事項証明書（写し）を提出していただきます。 |
| 事前申請時に妊娠中の世帯員がおり、助成申請（本申請）までに出生が見込まれる世帯も「子育て世帯」となりますか。 | 対象となります。事前申込み時に「母子健康手帳」等を確認させていただきます。また、助成申請（本申請）時には、出生したことが分かる書類（写し）を提出していただきます。 |

３　申請に関して

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 居住している建物の一部を貸していますが、建物全体の塗装工事をする場合は申請できますか。 | 大田区住宅リフォーム助成事業実施要綱第４条に、「工事を行う個人住宅に区民として継続して居住していること。」とあるため、個人住宅の部分（原則フロアー単位）のみが助成の対象となることから、貸出部分は助成対象にはなりません。その際、フロアー単位で按分することになるため、図面（立面図と場合により平面図）を提出していただきます。 |
| 建物の用途がその他（賃貸・工場・店舗等）となっていますが、実際は居宅として使っている場合は申請できますか。 | 固定資産税の課税明細書等にある建物の用途で判断するため、原則として申請は受けられません。ただし、都税事務所にその他（賃貸・工場・店舗等）から居宅への用途変更の申請をし、都税事務所の受付印が確認できる書類（写し）の提出があれば、対象となります。なお、用途が「共同住宅」で、その住宅に居住している場合は、助成対象になる場合がありますので、詳細はお問合せください。 |
| 請求金額が見積もり金額と変わらない場合も、請求書の内訳は必要ですか。 | 請求書の内訳は必要です。ただし、事前申込み（仮申請）時の見積書の内訳に変更がなく、請求書の内訳書として使用する場合は、請求書に「見積書を内訳として使用する」等を業者により明記してもらえば、見積書の内訳を請求書の内訳として使用可能です。なお、手書きで追記する場合は、請求書と同じ印を文末に押してもらってください。 |
| 屋根・外壁塗装の場合で、付帯設備となる雨どい等の工事も行った場合、別々に写真を添付する必要はありますか。 | 屋根・外壁と付帯設備（雨どい、破風、軒天など）それぞれの写真が必要ですが、全景等の写真で確認できる場合はその写真で結構です。工事前、工事中及び工事後の写真をご用意ください。なお、工事前の写真は、事前申込み（仮申請）時にご提出ください。（足場を作ってからでないと撮影できない屋根は除きます。） |
| 足場を組んでしまいましたが、申請できますか。 | 申請対象にはなりません。足場は工事の一環となるため、工事前と言えないからです。 |
| 助成対象となる中小事業者の要件を教えてください。 | 区内に主たる事業所（本社）を有し、中小企業基本法第２条（建設業等の業種に属する事業を主たる事業として営むものとしては、資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）に規定される、区内の法人又は個人事業者になります。また、申請する場合は、単独（一社）での契約(見積・請求・領収書)が必要となります。 |

４　Ａ工事関係

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 「段差解消又は畳からフローリングへの改修」で必要な図面は、どのような図面ですか。 | 該当する箇所の平面図（現行図と改修予定図）が必要となります。 |
| 滑りにくい床材は、どのように証明すればよいですか？ | 「滑りにくい床材」や「滑りに配慮」などの表記があるカタログ等をもって判断します。 |
| 階段昇降機やホームエレベーター、車椅子用リフトを設置する際の注意点はありますか。 | 建物構造への影響が大きいため、事前に建築審査課に相談してください。 |
| 玄関先に接続している部分（玄関ポーチ）からのスロープ（又は手すり）の設置を考えていますが、申請できますか。（この場合、建物本体に付属した野外スロープ（又は手すり）としてみなされますか。） | 玄関ポーチなど玄関とつながっているスロープ（又は手すり）は、野外スロープや手すり設置として申請の対象となります。野外スロープは、３ｍで50㎝以下の段差を解消（9.5度以下）し、スロープに段差がないことが条件となります。また、事前申込み（仮申請）時に図面の提出が必要となります。 |
| 「エコキュート」と「おひさまエコキュート」の違いは何ですか。 | 「エコキュート」とは、ヒートポンプの原理を⽤い、夜間電力や太陽光で発電した電力を有効に利用して冷媒の圧縮・膨張サイクルによりお湯を作り、貯湯タンクに蓄えて必要なときにお湯が使える給湯器のことです。「おひさまエコキュート」とは、太陽光発電の余剰電力を活用したヒートポンプ給湯器（エコキュート）のことです。（「経済産業省　資源エネルギー庁のホームページより） |
| 断熱壁紙はどのように証明すればよいですか？ | 材質に「断熱効果がある」旨の表記があれば、そのカタログ等をもって判断します。 |
| 塗装工事において、見積書の内訳の単位がｍ（メートル）で記載されていました。助成対象になりますか。 | 助成対象となりません。塗装の場合の単位は、㎡（平方メートル）で記載していただいた箇所でないと助成対象になりません。 |

５　アスベスト除去工事

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| リフォーム助成事業におけるアスベスト除去工事はどのようなものですか。 | 当事業の対象工事は、アスベストの建築物外への飛散防止を目的としており、該当箇所の建材除去、葺き替え・張替工事を対象としております。このため、室内のアスベスト含有建材の解体・除去工事及びカバー工事や塗装は助成対象外です。また、建築解体工事も対象外となります。なお、事前に「アスベスト分析調査報告書」を添付していただくことになり、飛散防止対策に係る費用が見積書の内訳等で表記されていることが要件となります。 |
| 屋根の瓦葺き（アスベスト含有）を除去し、屋根を葺き替える場合は、アスベスト除去工事として認められますか。 | アスベストが練り込まれている瓦を除去するにあたり、アスベストの飛散防止対策を施す場合は助成の対象になります。この場合は、飛散防止対策に係る費用が見積書の内訳等で表記されていることが要件となります。なお、アスベスト除去工事の申請にあたっては、専門機関による調査分析の資料を事前申込み（仮申請）時に提出していただきます。 |

６　Ａ・Ｂ共通工事

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| トイレを節水型便器と自動開閉式便座一体型への交換を予定しています。Ａ工事とＢ工事のどちらの区分で申請すればいいですか。 | 節水型便器と自動開閉式便座一体型への交換の場合は、Ａ工事・Ｂ工事のどちらの区分でも申請できますが、重複申請はできません。節水型便器でない自動開閉式便座一体型便座の場合は、Ｂ工事のみでの申請となります。 |
| トイレ改修に伴い、トイレブース内の床・壁・天井の工事や、コンセントの移設・増設工事は対象となりますか。 | 床・壁・天井の工事は対象となりませんが、コンセントの移設・増設工事（Ｂ工事）は対象となります。申請にあたり、「標準工事費」の確認のため、対象外工事を含めた内訳を明記した見積書が必要となります。※自動開閉式便座と一体型の便器において、便器の排水を共有する手洗い器の設置など切り離すことができない工事は、一体の工事とみなして助成の対象となります。 |

７　Ｂ工事関係

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 「子育てしやすい空間への改修」とは、どの範囲の工事まで認められますか。 | 子育てのため壁面等を設置して部屋を分ける又は、壁面を撤去して部屋を大きくするなど、部屋の形状を変更する工事などが該当します。図面をもとに確認させていただきます。それ以外の付帯工事（照明工事、空調設備等）については対象となりませんが、コンセントの移設や増設は別メニューにより対象になります。造作壁等で部屋の仕切りや、窓の増設をする場合は、建築基準法の確認を要する場合があるので、施工業者とご相談ください。また、マンションの場合は、管理組合の許可を要する場合があります。助成申請する際に、その旨を証する書面（写し）を提出いただく場合があります。 |
| 「在宅勤務スペースへの改修」とは、どの範囲の工事まで認められますか。 | 在宅勤務のため、壁面等を設置して部屋を分けテレワークスペースなどを確保する工事など部屋の形状を変更する工事などが該当します。図面を基に確認させていただきます。具体的には「子育てしやすい空間への改修」と同じです。また、マンションの場合は、管理組合の許可を要する場合があります。助成申請する際に、その旨を証する書面（写し）を提出いただく場合があります。 |
| コンセントの移設・追加工事については、回線の増設と移設・増設で標準工事費が異なりますが、違いについて教えてください。 | 〔回線の増設とは〕分電盤（新たなノンヒューズブレーカーを使用）から新たに回線を引いてコンセントを増設する場合のことです。〔移設・増設とは〕既存のコンセントの移設や既存電源を利用してコンセントを移設又は増設する場合のことです。 |
| 遮音等級の高い床材への改修とはどのような工事ですか？ | 上階の床で生じる音が、下の階でどの程度聞こえるかの基準をＬ値で表します。このＬ値が小さいほど遮音性能が良いことを示します。助成対象となるためには、Ｌ－45以上の遮音性能が必要となります。カタログなどをもって、確認します。また、マンションの場合は、管理組合の許可を要する場合があります。助成申請する際に、その旨を証する書面（写し）を提出いただく場合があります。 |
| マンションの管理組合の理事長ですが、宅配ボックスの設置について助成金の対象になりますか。 | 共同住宅（マンション等）の共用の宅配ボックスは対象になりません。個人住宅の専用の宅配ボックスのみが対象となります。 |
| 通風式玄関ドアの改修について、玄関以外の勝手口も対象となりますか。 | 勝手口も対象となります。 |

８　相続登記が完了していない場合など

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 所有者がすでに死亡していますが相続登記していません。その場合は、申請は可能ですか。 | 住所要件※を満たす法定相続人が居住する場合は、その法定相続人から申請することができます。その際、所有者が亡くなられた確認と法定相続人の確定のために、次の書類（写し）が必要です。・戸籍謄本（所有者の死亡の記載が必要。）と改製原戸籍等。・申請者以外の法定相続人の同意書なお、申請者以外の法定相続人が亡くなっている場合は、その方の戸籍謄本（死亡の記載が必要）も必要となります。 |
| 申請者（所有者）が事前申込み（仮申請）後に死亡してしまいました。共有者が同居していますが申請はできますか。 | 同居している共有者が住所要件※を満たしていれば、その共有者から、改めて申請等（仮申請から）を提出していただくことで、助成を受けることができます。その際、他に共有者がいる場合は、承諾書の提出が必要となります。 |
| 申請者（所有者）が事前申込み（仮申請）後に死亡してしまいました。共有者がなく、法定相続人が同居していますが申請はできますか。 | 同居している法定相続人が住所要件※を満たしていれば、その法定相続人から本申請を提出していただくことで助成の対象とします。（必要書類）・申請者（所有者）が亡くなられたことが分かる書類。（戸籍謄本等）・新しい申請者が法定相続人であることを証明できる書類（申請者以外の法定相続人の確定のための書類を含む）。（戸籍謄本、改製原戸籍等）・申請者（法定相続人）以外の法定相続人の同意書。（人数分） |
| 申請者（所有者）が事前申込み（仮申請）後に死亡してしまいました。共有者でなく、法定相続人にもならない者が同居していますが助成は受けられますか。 | 助成は受けられません。 |
| ※「住所要件」とはどういうことですか。 | 申請する年の１月１日（１月から３月までの申請は前年の１月１日）から、決定通知書により助成を決定した日までの期間において、工事対象住宅に区民として継続して居住していることです。なお、子育て世帯において一部例外があります。 |